

令和二年五月十五日受領
答弁第一八六号

内閣衆質二〇一第一八六号

令和二年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員中谷一馬君提出いわゆる濃厚接触者追跡アプリに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出いわゆる濃厚接触者追跡アプリに関する質問に対する答弁書

一について

政府として、個々の報道についてお答えすることは差し控えたい。その上で申し上げれば、政府としては、内閣官房に、新型コロナウイルス感染症対策テクチームを設置し、人と人の近距離の接触など一定の接触（以下「一定の接触」という。）を確認するアプリケーション（以下「接触確認アプリ」という。）の導入に向けた検討を進めており、その検討の内容については、令和二年四月六日に内閣官房のホームページに掲載する形で公表している。なお、現時点において、接触確認アプリの配信を開始する時期は未定である。

二について

御指摘の「追跡アプリ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「民間団体」に対して接触確認アプリの「開発を依頼」した事実はない。

三について

御指摘の「追跡アプリ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、接触確認アプリの開発及び運

用を行う者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の関係法令にのつた適切な対応を求めてまいりたい。

四について

御指摘の「追跡アプリ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、接触確認アプリについては、導入に向けた検討を開始した段階であり、その利用者数の目標に関するお尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「追跡アプリ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、接触確認アプリの「実装」の「方式」については、現在検討しているところである。

六について

御指摘の「追跡アプリ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、接触確認アプリにより新型コロナウイルス感染症の陽性者と一定の接触をした可能性が示された場合には、その利用者自らによる申告を受けて、保健所においてその利用者の健康観察等を行うといった対応について検討しているところであ

る。